

持続可能な開発目標(SDGs)で定める17のゴールのうち、本業務で目指す成果は特に右記と関連が深いものです。



# 春日部市温水プール(学校教育優先) 整備基本構想

令和7年3月

春日部市

# 目次

<b>第1章 背景と目的</b> .....	<b>1</b>
1-1 背景.....	1
1-2 目的.....	1
<b>第2章 整備基本構想</b> .....	<b>3</b>
2-1 基本コンセプト.....	3
2-2 導入機能.....	3
2-3 施設規模.....	6
2-4 施設整備数.....	6
2-5 整備対象地.....	7
<b>第3章 施設整備に向けて</b> .....	<b>10</b>
3-1 公民連携の目的・ねらい.....	10
3-2 整備手法の整理.....	10
3-3 整備手法.....	10
<b>第4章 今後に向けた課題と対応</b> .....	<b>11</b>
4-1 今後に向けた課題と対応の方向性.....	11

# 第1章 背景と目的

## 1-1 背景

本市では、第2次ベビーブーム世代の出生に伴い、昭和40年代から50年代にかけて集中的に小中学校を整備しましたが、同時に整備した各学校のプールも築40～50年を迎え、安心・安全の確保、老朽化に伴う改修や更新費用負担への対応などが課題となっています。

また、屋外プールでの水泳授業は、天候や気温などに左右されて計画的に実施できないことが以前からの課題でしたが、近年は気温が低い時だけではなく、気温が高い日において、熱中症予防のため休止になることが増えており、また、感染症の拡大による水泳授業の休止などもある状況です。

これらの背景を踏まえ、中長期を見据え、あらためて水泳授業の望ましいあり方を示す「春日部市学校プールの効率的利用に関する方針」を令和5年3月に策定し、公表したところです。(次ページ参照)

## 1-2 目的

本基本構想は、同方針をもとに、老朽化の進む本市の学校プールのあり方を見直し、施設ライフサイクルコストに係る財政負担を軽減しつつ、小・中・義務教育学校の児童・生徒達に対する水泳技能向上に資する授業展開を図る事業の実現に向け、温水プール(学校教育優先)の整備に必要な基本的な条件を整理したものです。

## 【参考】春日部市学校プールの効率的利用に関する方針

「春日部市学校プールの効率的利用に関する方針」(令和5年3月)では、児童・生徒の安全・安心を第一としながら、財政的に持続可能で、かつ児童・生徒にとって望ましい水泳授業環境の実現に向け、総合的視点から現状を分析し、今後の水泳授業のあり方、学校プールの効率的利用に関する方針を定めています。

この中で、中長期的な視点に基づく対応方針として、温水プール(学校教育優先)を新たに整備することを定めています。

表 1-1 春日部市学校プールの効率的利用に関する方針の概要

学校プール施設のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小・中・義務教育学校のプール(屋外)について、令和5年度以降、老朽化に伴う<b>大規模な修繕や改修、設備更新は原則として行わない</b>。</li> <li>■ 故障や老朽化に伴い学校プール(屋外)の利用が継続できないと見込まれる場合は、原則として<b>別の代替場所を確保して水泳授業を継続</b>する方向で検討する。</li> </ul>
水泳授業のあり方	<p>(1) 小学校及び義務教育学校の前期課程 児童の意欲向上につながる水泳授業を展開するため、小学校及び義務教育学校の前期課程の全校において<b>水泳授業の指導スタッフ等の民間委託を進める</b>方向で検討する。</p> <p>(2) 中学校及び義務教育学校の後期課程 当面の水泳授業については、<b>現状のまま</b>とするが、引き続き、教育現場の視点、生徒の視点を踏まえて検討していく。</p>
学校プールの効率的利用に関する方針	<p>(1) 短期的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 最低限の修繕で対応できる場合は、<b>可能な限り自校プール</b>で水泳授業を実施する。</li> <li>□ この対応が難しい場合は、<b>学校近隣の民間プール施設に委託</b>し、水泳授業を実施する方向で検討する。移動可能な範囲に民間プール施設(温水)がない場合は、近隣の小学校あるいは中学校のプール(屋外)の共同利用を検討する。なお、小学校と中学校ではプールの深さが異なることから、学齢に合わせた共同利用を前提とする。</li> </ul> <p>(2) 中長期的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市内各校で共同利用できる「通年で利用可能な学校教育を優先した温水プール(以下、「<b>温水プール(学校教育優先)</b>」という。)」を新たに整備し、そこで各校が水泳授業を実施することとする。</li> <li>□ 温水プール(学校教育優先)は、水泳指導の民間委託の有効性が確認できたことから、整備や管理運営だけでなく、児童生徒への指導についても、<b>民間活力の導入を検討</b>する。</li> <li>□ 学校教育で使用しない余剰時間は、<b>一般市民も使用</b>できる方向で検討を進める。</li> <li>□ 学校プール(屋外)については廃止とするが、消防水利の対応や跡地の活用方法などについて留意しながら、<b>施設の除却</b>を検討する。</li> </ul>

## 第2章 整備基本構想

### 2-1 基本コンセプト

「春日部市学校プールの効率的利用に関する方針」を踏まえ、温水プール(学校教育優先)の整備にあたっては、以下の4点を基本コンセプトとします。

#### (1) 児童生徒が水泳授業に意欲的に取り組める施設

水泳授業として学年単位のまとまった人数で利用する場合においても、常に安全・安心が確保され、児童生徒一人ひとりが意欲的に水泳授業に取り組める施設とします。

#### (2) 市民も利用できる施設

水泳授業での利用がない時期や時間帯は、施設開放などを通じて、健康づくり・体力づくりなどを目的に市民が気軽に利用できる施設とします。

#### (3) 経済性に優れた施設

設計段階から管理・運営のしやすさにも配慮し、整備後のランニングコストや維持管理の負担軽減を図ります。

また、「春日部市 PPP 活用指針」(2018年4月)を踏まえ、施設の整備や運営・維持管理について PPP(公民連携)手法の導入を検討し、市の財政負担の軽減を図ります。

#### (4) 環境に配慮した施設

本市が掲げるSDGs(持続可能な開発目標)の推進に向けた各種施策との整合を図り、環境に配慮した施設の整備・運営を通じて、持続可能なまちづくりの実現に貢献します。

### 2-2 導入機能

#### (1) 温水プール(学校教育優先)のタイプ類型

公共が設置する屋内温水プールは、一般的には、利用目的に応じた表 2-1 に示す4タイプに大別できます。基本コンセプトに照らし合わせ、本市が整備する温水プール(学校教育優先)は、①教育・スクールタイプを基本とします。

表 2-1 公共が設置する屋内温水プールのタイプ分類

タイプ分類	主な特徴
① 教育・スクールタイプ	水泳授業や地域の水泳教室、スイミングスクールなどでの利用を想定した施設
② 健康増進・医療タイプ	健康増進やリハビリ等を目的に、高齢者を含めた幅広い世代の日常的な利用を想定した施設
③ 余暇・レジャータイプ、	余暇やレジャー目的で、主に子供や家族の利用を想定した施設
④ 競技・トレーニングタイプ	選手育成、競技会開催を目的とした施設

## (2) 導入機能の基本的な考え方

温水プール(学校教育優先)の導入機能は以下の条件(基本的な考え方)で検討しました。

### 1) 学校の水泳授業で利用するために

- 団体(学年単位)での施設利用を想定し、プールやプールサイド、更衣室、シャワー室などの広さや数量について、児童生徒の集合・待機ができるスペースを確保する。
- 小学校低学年から一般利用者までの利用に適した水位調節が可能な仕組みとする。
- 児童・生徒のバス乗降から施設内での着替え、プールまでの移動動線がスムーズになるような平面レイアウトとする。

### 2) 一般市民を含む多様な利用者のために

- 高齢者や障がい者、乳幼児を連れた保護者等の利用も想定し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した設計とする。
- 健康増進等を目的に、日常的な利用を想定した機能も可能な範囲で検討する。

### 3) 経済的な管理運営を実現するために

- 学校教育での利用を主とした施設であるため、導入機能は趣旨を踏まえたものとする。
- 設備の導入にあたっては、メンテナンスや点検のしやすさを考慮する。

### 4) 環境に配慮した持続可能な施設とするために

- 施設の照明・空調機器、加温用の熱源機器等は、省エネルギー性能やエネルギー効率の高い設備機器とする。

## (3) 必要諸室等及び各諸室に求められる機能

基本コンセプト及び上記の検討条件を踏まえ、温水プール(学校教育優先)を構成する必要諸室、各諸室に求められる機能を整理しました。

### 1) プールエリア

#### ① メインプール

- 児童・生徒が水泳授業で利用することを基本とするが、一般利用時の高齢者等の利用のしやすさも、必要に応じて検討する。(入水用スロープ等)
- 水深は、小学校低学年の水泳授業から、多世代が一般利用することを考慮し、一部水深の浅い低床レーンを設けるなど、水深調節方法を検討する。
- 水泳授業での利用が主であり、(公財)日本水泳連盟の公認にはこだわらない。

## ② プールサイド

- 水泳授業時の一時待機などを想定し、まとまった人数の児童・生徒が利用することを考え、十分な面積を確保する。
- 床面は濡れていても滑りにくい材質とするなど、安全性に配慮する。

## ③ 採暖室

- プール利用者が冷えた身体を温める施設として、採暖室を設置する。

## ④ 更衣室、シャワー室、トイレ等

- 更衣室、シャワー室、トイレを男女別に設置する。想定する最大利用者数(100人程度)に応じた広さ、数量を確保する。特に、トイレは人数に対して基数が大きく不足すると、水泳授業の集団移動の遅延に直接影響するため、留意する。
- 更衣室は、新型コロナウイルスの感染経路になりやすかったとの専門論文での指摘もあり、特に換気が十分にできる構造とする。

## ⑤ 倉庫(器具庫)

- 水泳授業やプールの運営、安全・衛生管理等に用いる備品や器具類を収納・保管しておく倉庫を整備する。

## 2) その他

### ① 事務室

- 受付カウンターを併設し、職員更衣室、医務室、監視室等の機能を有する事務室(管理室)を整備する。
- 職員の休憩・団らんスペースを確保する。

### ② 機械室

- プールろ過設備及びプールの加温用ボイラ設備の設置を想定した機械室を整備する。

### ③ 共用スペース

- 利用者及び管理者の動線に配慮し、エントランスや廊下、ホールなどの共用スペースを整備する。
- 風除室を整備する。

### ④ バス駐車・転回スペース

- 児童・生徒が安全に乗降できるよう、送迎バスの駐車・転回スペースを整備する。

## 2-3 施設規模

前項で整理した温水プール(学校教育優先)を構成する必要諸室、各諸室に求められる機能を踏まえ、同種の類似施設の事例から、必要諸室のおおよその必要面積を積み上げて、施設規模を概略で把握しました。

その結果、温水プール(学校教育優先)の最低限の延床面積を概ね 1,300 m<sup>2</sup>とします。利用者に必要な機能を確保しつつ、最小限の延床面積となるよう整備することとします。

## 2-4 施設整備数

### (1) 必要施設数

温水プール(学校教育優先)の整備にあたり、学校で必要な授業コマ数と、全校を集約する際に必要な施設数を表 2-2 に整理しました。

表 2-2 必要施設整備数

	内容	備考
1施設あたり 最大年間授業可能コマ数	558コマ	4月中旬～3月中旬(土日祝日、長期休業等を除く)の計186日間で、1日あたり3コマずつ授業を実施した場合
小学校必要授業コマ数(23校) ※義務教育学校前期課程含む	492コマ	全学年60分授業4コマ実施を想定
中学校必要授業コマ数(12校) ※義務教育学校後期課程含む	260コマ	
全校集約必要施設数	2施設	

### (2) 施設整備数

表 2-2 に記載のとおり、全校の授業を集約するためには2施設の整備が必要です。一方、学校プールの老朽化は深刻化しており、早急に施設整備を進める必要があります。このことから、まずは1施設目の整備に向けて早期着手する必要があります。

また、水泳授業は水難事故防止の安全についての学習でもあることから、より学齢の低いうちに効果的に学習することが重要です。そこで、1施設目については、小学校の水泳授業を集約の対象とします。

なお、中学校及び義務教育学校後期課程の水泳授業については、学校プールの老朽化に加えて、授業見学者が多いことや、知識習得を目的とした実践的な論理学習の実施も求められていることから、令和4年度に策定した方針に基づき、水泳授業そのもののあり方について検討を行っています。そのため、2施設目の整備については、中学校の水泳授業の在り方の方向性や、1施設目の運営状況に応じて、別途整備方針等を検討していきます。

## 2-5 整備対象地

### (1) 整備候補地の選定の基本的な考え方

市内の多くの学校プールにおいて老朽化が想定以上に進行しており、可及的速やかな温水プール(学校教育優先)の整備が求められている現状を踏まえ、整備候補地は、着実かつ速やかな整備が期待できる学校敷地内とします。

整備対象とする学校の選定にあたっては、以下の条件を考慮します。

- |   |
|---|
| ①小学校及び義務教育学校であること<br>※中学校については、「春日部市学校プールの効率的利用に関する方針」に基づき、水泳授業のあり方を検討しているため、小学校を優先的に検討 |
| ②バス移動の負担を最小化するため、児童数の規模が大きい学校であること  |
| ③バスの通行や防犯など、敷地・接道状況等の環境が望ましいこと  |
| ④必要な敷地面積が確保できること  |
| ⑤バス停や電車等、市民のアクセス性が良いこと  |

上記を満たしつつ、まずは1施設目の早急な整備を行うように、かつ市内各校の移動負担に著しく大きな偏りが生じないように学校を選定します。

### (2) 整備対象地の選定

#### 1) 整備候補地の抽出

上記の考え方を踏まえ、温水プール(学校教育優先)の整備候補地を抽出しました。表 2-3 に整備候補地一覧を、図 2-1 に整備候補地位置図を示します。

表 2-3 整備候補地の抽出

学校名	建設年度(経過年数※1)	児童数※2(うち特別支援学級)
粕壁小学校	1971年度(53年)	667人(20人)
八木崎小学校	1971年度(53年)	662人(24人)
上沖小学校	1975年度(49年)	771人(29人)
桜川小学校	1969年度(55年)	579人(32人)

※1 経過年数は2024年3月末時点

※2 児童数は令和6年5月1日時点



図 2-1 整備候補地位置図

## 2) 整備対象地の選定

整備候補地として抽出した4校について、条件①～⑤に基づいて相対評価を行った結果を表2-4に示します。候補地の中で最も優位性の高い八木崎小学校を整備対象地とし、当該敷地内に温水プール(学校教育優先)を整備します。

表2-4 整備対象地の選定

No.	学校名	児童数	接道	面積	市民アクセス	合計点	優位性
1	粕壁小	3	2	1	3	9	△
2	八木崎小	2	4	4	2	12	◎
3	上沖小	4	3	3	1	11	○
4	桜川小	1	1	2	4	8	×

### 《参考》整備候補地情報

No	学校名	児童数 (R6.5時点)	接道状況 (既存プール接道部幅員)	運動場面積
1	粕壁小	667人	6.2m	9,182㎡
2	八木崎小	662人	8.0m	12,124㎡
3	上沖小	771人	7.0m	10,128㎡
4	桜川小	579人	4.4m	10,015㎡

No	学校名	市民アクセス			
		バス	距離	電車	距離
1	粕壁小	教育センター前	60m	春日部駅	770m
2	八木崎小	八木崎小学校入口	410m	八木崎駅	660m
				春日部駅	800m
3	上沖小	大沼五丁目	450m	一ノ割駅	1.2km
4	桜川小	桜川小学校	200m	南桜井駅	510m

## 第3章 施設整備に向けて

### 3-1 公民連携の目的・ねらい

温水プール(学校教育優先)の整備・運営にあたり、PPP(公民連携)を導入する場合に考えられる目的・ねらいは以下のとおりです。

#### ① サービスの質の向上(適切なサービスの選択と迅速なサービスの実行)

民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、水泳授業での専門的な指導、市民ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供により、温水プール(学校教育優先)の公共サービスとしての質の向上が期待できます。

#### ② 施設運営の効率化(運営業務の効率化とコストの適正化)

民間活力の利用により、事業実施に係る市の体制の簡素化・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の観点から、経費の削減を図ることができます。

### 3-2 整備手法の整理

温水プール(学校教育優先)の整備手法について、「春日部市 PPP 活用指針」に示される①従来方式(公設民営方式)、②DB方式、③DBO方式、④PFI方式の4手法を検討しました。

表 3-1 整備手法ごとの業務範囲の分担

業務範囲	①従来方式 (公設民営)	②DB方式	③DBO方式	④PFI方式
資金調達	公共	公共	公共	民間 (SPC/指定管理)
設計	公共	民間	民間 (SPC/指定管理)	
建設	公共			
維持管理	民間	民間(指定管理)		
運営				

### 3-3 整備手法

本事業においては、可及的速やかに施設整備を進め水泳授業を開始する必要があるため、事業の効率性や事業スケジュール、財政負担等、市が重視する点や民間事業者の意向等を踏まえ、①従来方式により、温水プール(学校教育優先)を整備します。

## 第4章 今後に向けた課題と対応

### 4-1 今後に向けた課題と対応の方向性

#### (1) 複数校での共同利用、市民開放に対応可能な施設レイアウト

学校敷地内に温水プール(学校教育優先)を整備し、複数校で共同利用することや、市民への開放を行うことについては、学校の安全・安心の確保が重要です。

防犯や施設管理、トラブル回避の観点から、温水プール(学校教育優先)が立地する学校の児童と、水泳授業のために訪れる他校の児童や一般利用時の市民との出入口や利用動線を分離する方向性で考えます。動線分離のために必要な出入口や進入路等を含めた敷地レイアウトにも留意します。

また、児童を送迎するための送迎バスの駐車ますと車路、転回スペースについて、児童の安全を第一としたレイアウトとします。

#### (2) 持続可能な施設の運営・維持管理

新たな温水プール(学校教育優先)は、施設ライフサイクルコストに係る財政負担を軽減しつつ、環境に配慮した持続可能な施設であることが必要と考えます。

温水プール(学校教育優先)のランニングコストの多くを加温コストが占めるため、熱源についてはコストや省エネルギー、脱炭素などにも配慮した設備を導入する方向性で考えます。

また、令和6年7月に文部科学省から出された『学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理のあり方について』を踏まえ、教職員の負担軽減を図る必要があります。

学校敷地内に整備する温水プール(学校教育優先)の維持管理は、業務委託等を活用し、負担軽減を図っていきます。

#### (3) 学校プール廃止後の跡地の利活用、消防水利に関する方向性の整理

温水プール(学校教育優先)へ水泳授業が移行した後の学校プールの存廃のあり方は、PRE(公的不動産)戦略としても非常に重要です。学校プールは付属棟を含めると概ね30m×40m程度の面積があるため、地域や学校のニーズに応じて様々な利活用が考えられます。

①跡地利用を通じた課題の解決、②維持管理に伴う新たな財政負担の最小化、③学校教育施設との親和性、などに留意しながら利活用の方向性を整理していきます。

また、学校プールは地域の消防水利に指定されていることが多いため、廃止を検討する際は消防本部とも協議が必要です。

必要に応じて代替となる消防水利を設置する方向性で考えます。

春日部市温水プール  
(学校教育優先)  
整備基本構想

令和7年(2025年)3月

発行 : 春日部市教育委員会  
企画編集 : 春日部市学校教育部 教育総務課

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1  
電話番号 : 048-739-6801  
ファックス : 048-737-3681